

本文（要約）	区の考え方
<p>建築時期が建築確認番号の発行されない時期である建物について、耐震補強工事の制度利用ができるようにしてほしい。同様の建物について、建物の取り壊し費用の増額など耐震化に関する助成制度の拡充を行ってほしい。</p>	<p>建築基準法施行以前に建てられた住宅についても、適法な建築物であると認められる場合には耐震補強工事の助成対象としております。</p> <p>また、旧耐震基準の木造住宅への除却助成制度については、令和7年度より助成上限額を100万円に拡充しました。</p>
<p>東雲運河の東岸一部区間（東雲水門付近～都橋交番付近）には沿岸に堤防、盛土などがなく、高さ3mほどのコンクリート壁が続いているのみである。</p> <p>この区間について、隣接する有明アリーナ沿岸と同様に、盛土するなどの必要な土木工事をして津波・浸水対策をしてほしい。</p>	<p>江東区耐震改修促進計画との関連性を踏まえ参考意見とさせていただきます、都及び区の関係部署に対して情報提供をいたしました。</p>
<p>地震が発生した際、歩くことが困難な高齢者への対策をしてほしい。</p> <p>最近火事が多いようなので、特にタワーマンションで発生した場合の対策をしてほしい。</p>	<p>本区では地震による住宅の倒壊を防ぐため、耐震改修工事費等への助成を実施しています。そのうち、震災時に直ちに避難することが困難な高齢者・障害者世帯等が居住する木造住宅については令和8年度より助成率や助成上限額を割増して実施いたします。</p> <p>火事への対策については、江東区耐震改修促進計画との関連性を踏まえ参考意見とさせていただきます、区の関係部署に対して情報提供をいたしました。</p>